

山梨県公報

第四号

令和元年
五月二十日

月 曜 日

目次

○指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出	二七
○指定構造計算適合性判定機関の住所の変更の届出	二七
公告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	二七
○随意契約の相手方の決定について	二八
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	二八
公安委員会	
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	二八
○一般競争入札について	三二

告示

山梨県告示第八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年五月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定構造計算適合性判定機関の名称 ハウスプラス確認検査株式会社
- 指定構造計算適合性判定機関の住所
 - 変更前 東京都港区芝五丁目三十三番七号
 - 変更後 東京都港区海岸一丁目十一番一号
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
 - 変更前 東京都港区芝五丁目三十三番七号

- 変更後 東京都港区海岸一丁目十一番一号
- 変更の年月日 令和元年五月二十七日

山梨県告示第九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年五月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定構造計算適合性判定機関の名称 株式会社国際確認検査センター
- 指定構造計算適合性判定機関の住所
 - 変更前 大阪府大阪市中央区北浜三丁目七番十二号
 - 変更後 東京都中央区京橋二丁目八番七号
- 変更の年月日 令和元年六月一日

公告

●特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 申請のあった年月日 令和元年五月八日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 NPO法人ピーク・エイド
 - 代表者の氏名 野口健
 - 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町
 - 定款に記載された目的 この法人は、一般の人々に対し世界の名山・高山の清掃活動を通じての地球の環境保全を訴えと共に、地球全体の環境保全を前提とする人間社会の健全な発展を目指す環境教育活動及び自然体験活動を通じての人材育成を目的とする。
- 縦覧期間 令和元年五月十四日から同年六月十四日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年五月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 山梨県情報セキュリティクラウド運用管理業務
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 平成三十一年四月一日

四 随意契約の相手方

- (一) 名称 株式会社 Y S K e i c o m
- (二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号

五 契約金額 六千六百四十六万四千五百八十八円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県情報セキュリティクラウド構築業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和元年五月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市上ノ山字沼三千百五十二の一の一部、三千百五十九の一の一部、三千百五十九の二、三千百六十の一、三千百六十の二、三千百六十一の一、三千百六十一の二、三千百六十三、三千百六十四、三千百六十五の一、三千百六十六、三千百六十七、三千百六十八の一、三千百六十九の一、三千百七十の一、三千百七十の三の一部、三千百七十一、三千百七十三の一、三千百七

- 十三の二、三千百七十四、三千百七十六の四の一部、三千百七十八の二の一部、三千百七十九の二の一部、三千百八十の三の一部、三千二百四十五の一の一部、三千二百四十五の二、三千二百四十五の三、三千二百四十五の四の一部、三千二百四十五の五の一部、三千二百五十五の一部、三千二百五十六の一、三千二百五十六の二、三千二百五十七の一の一部、三千二百八十七の一の一部、三千二百八十八の三の一部、三千二百九十、三千二百九十一の一の一部、三千二百九十四の一、三千二百九十七の一、三千二百九十九の一及び三千三百一の一並びに道の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市土地開発公社 理事長 五味秀雄

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和元年五月二十日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

別表第一中

二五七	中央市下河東九四四番地先（市道同士の十字路交差点）	下河東駐在所	平成二四年七月二六日告示第七九号
-----	---------------------------	--------	------------------

を

二五七	削除		令和元年五月二〇日 告示第五号
-----	----	--	--------------------

一四五	塩山市上井尻六〇七番地先(市道上井尻二七号線と市道上井尻二八号線との十字路交差点)	清水寺西	平成一三年二月二七日 告示第五号
-----	---	------	---------------------

一四五	削除		令和元年五月二〇日 告示第五号
-----	----	--	--------------------

六一九	市道	甲斐市下今井一〇〇番地三先(JR塩崎駅北口から出口までの間)	車両進行 入口から出口まで 時刻表を 終日回り	車両進行 入口から出口まで 時刻表を 終日回り	令和元年五月二〇日 告示第五号
六二〇	市道	甲斐市下今井一〇〇番地三先(JR塩崎駅南口から出口までの間)	車両進行 入口から出口まで 時刻表を 終日回り	車両進行 入口から出口まで 時刻表を 終日回り	令和元年五月二〇日 告示第五号

二七九	主要地 方道甲	甲府市丸の内二丁目七番二三号先(西進する車両)	終日	甲府	令和元年五月二〇日
-----	------------	-------------------------	----	----	-----------

別表第四の六一八の項の次に次のように加える。
に改める。

別表第五の二七八の項の次に次のように加える。

二八五	主要地 方道六	西八代郡市川三郷町宮原四〇番地一丁目(六郷IC下り先流出ランプと主線との交差点)	南進する車両(二輪車を除く)	終日	鰍沢	令和元年五月二〇日 告示第五号
二八四	市道	甲斐市相生二丁目一六番一丁(市道同士の交差点)	南進する車両(二輪車を除く)	七時から二時	甲府	令和元年五月二〇日 告示第五号
二八三	市道	甲斐市相生二丁目七番一丁の十字路交差点	南進する車両(二輪車を除く)	七時から一時	甲府	令和元年五月二〇日 告示第五号
二八二	市道	甲斐市丸の内三丁目四番八号先(丸の内三丁目交差点)	南進する車両(二輪車を除く)	終日	甲府	令和元年五月二〇日 告示第五号
二八一	市道	甲斐市丸の内二丁目三〇番一五号先(市道同士の交差点)	南進する車両(二輪車を除く)	終日	甲府	令和元年五月二〇日 告示第五号
二八〇	市道	甲斐市丸の内二丁目七番二号先(橋児童公園西交差点)	南進する車両(二輪車を除く)	終日	甲府	令和元年五月二〇日 告示第五号
	府 線 葦 崎	主要地方道甲府葦崎線と市道との十字路交差点)	(二輪車を除く)			告示第五号

別表第六の五八二の項の次に次のように加える。

五八四	市道	甲府市丸の内二丁目二七番一四号先(橋児童公園西交差点)	西進する車両(二輪車を除く)	終日	甲府	令和元年五月二〇日告示第五号
五八三	主要地方道甲斐線	甲府市丸の内二丁目八番六号先(主要地方道甲斐線と市道との丁字路交差点)	東進する車両(二輪車を除く)	終日	甲府	令和元年五月二〇日告示第五号
二八九	主要地方道白州線	甲州市塩山上於曾一、一三番地先(主要地方道白州線と市道との丁字路交差点)	東進する車両(二輪車を除く)	終日	日下部	令和元年五月二〇日告示第五号
二八八	県道石切線	南巨摩郡身延町下田原一六番地一(先(中富IC上り線流出ランプとの道割子切石線との十字路交差点)	東進する車両	終日	南部	令和元年五月二〇日告示第五号
二八七	県道石切線	南巨摩郡身延町下田原二〇番地二(先(中富IC下り線流出ランプとの道割子切石線との十字路交差点)	西進する車両	終日	南部	令和元年五月二〇日告示第五号
二八六	主要地方道六郷ライン	西八代郡市川三郷町宮原四一番地三(先(六郷IC上り線流出ランプと主要地方道六郷ラインとの十字路交差点)	東進する車両	終日	鰍沢	令和元年五月二〇日告示第五号

五九〇	市道	甲府市相生三丁目五番四号先(市道同士の丁字路交差点)	西進する車両(二輪車を除く)	七時から二時まで	甲府	令和元年五月二〇日告示第五号
五八九	市道	甲府市相生二丁目一七番一十号先(市道同士の十字路交差点)	北進する車両(二輪車を除く)	七時から一時まで	甲府	令和元年五月二〇日告示第五号
五八八	市道	甲府市丸の内三丁目一八番一十号先(市道同士の十字路交差点)	北進する車両(二輪車を除く)	終日	甲府	令和元年五月二〇日告示第五号
五八七	市道	甲府市丸の内三丁目一七番八号先(丸の内三丁目交差点)	北進する車両(二輪車を除く)	終日	甲府	令和元年五月二〇日告示第五号
五八六	市道	甲府市丸の内二丁目三三番七号先(市道同士の丁字路交差点)	北進する車両(二輪車を除く)	終日	甲府	令和元年五月二〇日告示第五号
五八五	市道	甲府市丸の内二丁目二六番一十号先(橋児童公園西交差点)	北進する車両(二輪車を除く)	終日	甲府	令和元年五月二〇日告示第五号

五九一	主要地 方道白 井甲州 線	甲州市塩山上於曾 一、〇四番地先 （主要地方道白井 甲州線と市道との 丁字路交差点）	西進す る車両 （二輪 を除外 ）	終日	日下部	令和元年五月二 〇日 告示第五号
-----	------------------------	--	-------------------------------	----	-----	------------------------

別表第七の一〇四の項の次に次のように加える。

一〇五	市道	甲府市丸の内二丁 目二六番一先 （橘児童公園西交 差点）	北進す る車両 （二輪 を除外 ）	終日	甲府	令和元年五月二 〇日 告示第五号
-----	----	---------------------------------------	-------------------------------	----	----	------------------------

別表第九の一の項を次のように改める。

一	削除				大月	令和元年五月 二〇日 告示第五号
---	----	--	--	--	----	------------------------

別表第九の一〇の項を次のように改める。

一〇	削除				大月	令和元年五月 二〇日 告示第五号
----	----	--	--	--	----	------------------------

別表第九の三八の項を次のように改める。

三八	削除				大月	令和元年五月 二〇日 告示第五号
----	----	--	--	--	----	------------------------

別表第十の九七の項を次のように改める。

九七	主要地 方道甲 府山梨 線	甲府市北口二丁目一五番四号 先			四	甲府	令和元年五月二 〇日 告示第五号
----	------------------------	--------------------	--	--	---	----	------------------------

別表第十の二、三八六の項を次のように改める。

二、三八六	町道	南巨摩郡富士川町長澤九三番 地先	二	鰍沢		令和元年五月二 〇日 告示第五号
-------	----	---------------------	---	----	--	------------------------

別表第十の五、一八二の項を次のように改める。

五、一八二	国道四 一（城東 バイパス）	甲府市砂田町五番六号先	四	甲府		令和元年五月二 〇日 告示第五号
-------	----------------------	-------------	---	----	--	------------------------

別表第十の五、五九一の項の次に次のように加える。

五、五九一	県道富 士吉田 西桂線	富士吉田市小明見三丁目一〇 番五三号先	一	富士 吉田		令和元年五月二 〇日 告示第五号
-------	-------------------	------------------------	---	----------	--	------------------------

別表第十六の九、〇七一の項を次のように改める。

九、〇七一	削除			南甲府		令和元年五月二 〇日 告示第五号
-------	----	--	--	-----	--	------------------------

別表第十六の一、八九五の項を次のように改める。

一、八九五	削除			鰍沢		令和元年五月二 〇日 告示第五号
-------	----	--	--	----	--	------------------------

別表第十六の一、九八四の項の次に次のように加える。

一、九八五	町道	南巨摩郡富士川町長澤一三六 番地七先（町道同士の十字路 交差点・南進車両）		鰍沢		令和元年五月二 〇日 告示第五号
一、九八六	町道	南巨摩郡富士川町長澤一二二		鰍沢		令和元年五月二

一一、九八七	林道	南巨摩郡身延町身延三、九〇八番地先(県道身延線と林道との変則交差点・東進車両)	南部	令和元年五月二〇日 告示第五号
一一、九八八	市道	笛吹市春日居町下岩下五五番地七先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	笛吹	令和元年五月二〇日 告示第五号
一一、九八九	市道	笛吹市春日居町下岩下五五番地七先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	笛吹	令和元年五月二〇日 告示第五号
一一、九九〇	農道	山梨市下井尻四三三番地九先(農道と市道との十字路交差点・西進車両)	日下部	令和元年五月二〇日 告示第五号
一一、九九一	農道	山梨市下井尻四三〇番地四先(農道と市道との十字路交差点・東進車両)	日下部	令和元年五月二〇日 告示第五号
一一、九九二	農道	山梨市下井尻一、一六六番地一二先(農道と市道との十字路交差点・西進車両)	日下部	令和元年五月二〇日 告示第五号
一一、九九三	農道	山梨市七日市場九二三番地先(農道と市道との十字路交差点・東進車両)	日下部	令和元年五月二〇日 告示第五号
一一、九九四	市道	富士吉田市小見三丁目一〇番五三号先(県道富士吉田西桂線と市道との丁字路交差点・北進車両)	富士吉田	令和元年五月二〇日 告示第五号

別表第十七の一、四〇四の項の次に次のように加える。

一、四〇五	市道	甲斐市下今井一〇番地三先(JR塩崎駅北口ロータ	八〇	車両	終日	葎崎	令和元年五月二〇日
-------	----	-------------------------	----	----	----	----	-----------

一、四〇六	市道	甲斐市下今井一〇番地三先(JR塩崎駅南口ロータリ入口から出口までの間)	五〇	車両	終日	葎崎	令和元年五月二〇日 告示第五号
							告示第五号

別表第三十の二の五二の項の次に次のように加える。

五三	市道	甲斐市下今井一〇番地三先(JR塩崎駅北口ロータリ・区間内の道路標示によって区画された部分)	終日	タクシ	葎崎	令和元年五月二〇日 告示第五号
五四	市道	甲斐市下今井一〇番地三先(JR塩崎駅南口ロータリ・区間内の道路標示によって区画された部分)	終日	タクシ	葎崎	令和元年五月二〇日 告示第五号
五五	市道	笛吹市春日居町別田三九三番地五先(JR春日居駅ロータリ・バス乗降場一五メートル区間内の道路標示によって区画された部分)	終日	路線バス	葎崎	令和元年五月二〇日 告示第五号
五六	市道	笛吹市春日居町別田三九三番地五先(JR春日居駅ロータリ・タクシ乗降場一〇メートル区間内の道路標示によって区画された部分)	終日	タクシ	葎崎	令和元年五月二〇日 告示第五号

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年五月二十日

山梨県警察本部長 原 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量 山梨県警察組織犯罪情報管理システム 一式
- 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 令和二年三月一日から令和七年二月二十八日まで
- 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部刑事部組織犯罪対策課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - 2 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者（同項の規定により定められた期間を経過した者を除く。）でないこと。
 - 3 平成三十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成三十一年山梨県告示第七十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
 - 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

8 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としないこと。

10 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

11 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

12 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

- (一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

(四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇―八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部刑事部組織犯罪対策課情報指導担当 電話〇五五―二二一―〇一一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和元年六月六日（木）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（六月六日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和元年七月九日（火）午後一時三十分山梨県警察本部（防災新館）二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和元年七月八日（月）午後四時までに山梨県警察本部刑事部組織犯罪対策課情報指導担当（郵便番号四〇〇―

八五八六 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号) に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和元年六月二十四日(月)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日(六月二十四日)に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部刑事部組織犯罪対策課 電話〇五五―二二一―〇一

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Computer Systems for Yamanaishi Prefectural Police Information Network. ISet

2 Date and time for tender: 1:30 PM July 9, 2019

3 Bureau in charge: Information Instruction Section, Organized Crime Control Division, Criminal Investigation Department, Yamanaishi Prefectural Police Headquarters Office 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanaishi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110